鳥取市クマよけ鈴等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市クマよけ鈴等購入補助金交付要綱(以下「要綱」という。) について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 鳥取市クマよけ鈴等購入補助金(以下「本補助金」という。)は、クマよけ鈴等の購入費を補助することにより、クマよけ鈴等の普及を促進し、クマとの遭遇を回避し、人身被害等を防止することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表 の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、別表 の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表の第3欄に掲げる経費とする。ただし、同表の第4欄に掲げる額を限度とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費に別表の第5欄に定める率を乗じて得た額(1円満の端数を切り上げる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

- 第7条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の実施前に行うものとする。
 - 2 本補助金の交付申請を行うことのできる者は、補助対象事業者の属する当該町 内会を代表する者とする。
 - 3 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定 する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類はそれぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長 が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年8月10日から施行し、平成23年度実施する事業から適用する。

別表(3条、4条、5条、6条関係)

1	補助事業	クマよけ鈴等購入事業			
		クマよけ鈴又はこれに類するものを購入する事業			
2	補助対象者	鳥取市自治会連合会に加盟している住民組織である町内会の			
		住民とする。ただし、ツキノワグマの目撃情報等があった町			
		内会の住民で、小中学生を除いたものに限る。			
3	補助対象経費	クマよけ鈴等の購入のための消耗品費			
4	限度額	クマよけ鈴等1個当たり 1,500円			
5	補助率	2/3			

様式第1号(第7条、第10条関係)

平成 年度鳥取市クマよけ鈴等購入事業計画(報告書)

- 1 事業の目的
- 2 事業計画報告書

(単位:円)

自治会名	対象者	実施(予定) 期間	クマよけ鈴等の 数量及び単価	事業費	経費内訳	
		年月日から			補助金	その他
		年月日まで	個			
			円	円	円	円

3 補助事業完了(予定)年月日 年 月 日

様式第2号(第7条、第10条関係)

年度鳥取市クマよけ鈴等購入事業収支予算書(決算)書

(単位:円)

1 歳入予算(決算)

区分	予算額	(決算額)	(差引増減)
補助金			
その他			
計			

2 歳出予算(決算) (単位:円)

予算額	(決算額)	補助対象 経費(1)	限度額 (2)	算定基準(1) と(2)いずれ か低い額(3)	(3)×(補 助率)	交付申 請額	備考